

交通キャッシュレス決済データ等分析評価検証業務委託  
契約候補者選定に係る募集要領

1 趣旨

本実施要領は、「ぐるっとまつもとバス」におけるキャッシュレス利用により取得するデータ等を用いた路線バス評価検証業務契約候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 名称

交通キャッシュレス決済データ等分析評価検証業務委託

(2) 納入期限

令和9年3月31日まで（初年度） ※ 以降12年度まで毎年度末

(3) 契約上限額（年度支払い上限額）

ア	令和8年度	6,050千円（税込）
イ	9年度	11,330千円（税込）
ウ	10年度	5,280千円（税込）
エ	11年度	5,280千円（税込）
オ	12年度	5,280千円（税込）
	5か年計	33,220千円（税込）

※ 令和8年度から12年度までの長期継続契約を想定している。

(4) 業務の内容

別紙「交通キャッシュレス決済データ等分析評価検証業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 スケジュール

令和8年4月	1日（水）	公告
	8日（水）	質問提出期限
	15日（水）	質問回答期限
	21日（火）	参加申請書等提出期限
5月	19日（火）	技術提案書等提出期限
	25日（月）	第1次審査（書類審査）
		※ 本プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）が5者以上の場合、第1次審査を実施する。
6月	3日（水）	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）
	後日	結果通知

#### 4 参加資格

以下の資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (6) 本プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）又は、参加事業者の関係会社（親会社・子会社・関連会社）が過去10年間に国及び地方公共団体発注の公共交通に関するデータ評価分析業務等、類似業務の受託実績があること。
- (7) ISMS、プライバシーマーク及びJAPHICのいずれかを取得していること。

#### 5 選定方法

##### (1) 選定委員会

契約候補者の選定に関する審査は、松本市が設置する契約候補者選定委員会が行う。

##### (2) 第1次審査（書類審査）

###### ア 開催日

令和8年5月25日（月）参加事業者が5者以上の場合に実施する。

###### イ 実施方法等

提出された技術提案書で書類審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリング審査参加者を4者選考する。結果については、参加事業者全員に通知する。

##### (3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施）

###### ア 開催日

令和8年6月3日（水）

詳細については、別途通知する。

###### イ 実施方法等

- ・参加事業者が提案書の内容について説明を行い、その後に審査員が質問を行う。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査時間の目安は、45分とする。な

お、プレゼンテーションは、30分以内とする。

- ・プレゼンテーション時間を超過した場合や提案に関係の無い説明が行われた場合は、プレゼンテーションの打切りや中止を行う場合がある。
- ・プレゼンテーションは、「提案書（任意様式）」を投影し行う。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査時における資料の追加は認めない。

(4) 審査基準

別紙「契約候補者選定基準」のとおり

(5) 評価方法

参加事業者から提出された提案書、プレゼンテーション資料及びヒアリングの内容について、(4)に示す審査基準に基づいて評価し、順位を決定する。このうち、第1順位の提案を行った参加事業者を契約候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には選定委員会において協議のうち、技術評価の高いものを契約候補者として選定する。

また、選定委員会が本業務を実施しうる能力に満たないと判断した場合、契約候補者を選定しないことがある。

なお、参加事業者が1者の場合は、採点の結果、技術評価点の6割を超える場合、適切に業務を遂行できるか総合的に判断し、選定することとする。

(6) 評価基準点

ア 技術評価点の満点に対する6割を基準点とします。

イ 技術評価点と価格評価点の合計点で順位を決定します。

ウ 順位が最上位のものを候補者として選定することとし、技術評価点が評価基準点を下回った者については、候補者として選定しません。

(7) 選定結果の通知

ア 選定結果は、翌日以降参加事業者へ通知する。

イ 結果について、意義の申し立ては一切認めない。

(8) 提案の再募集

技術評価審査の時点で全参加者が不採用となった場合には、参加表明又は指名した業者を対象に再提案を求めることとする。

6 応募書類の提出等

(1) 本審査に関する質問

ア 質問締切日

令和8年4月8日（水）17時まで（必着）

イ 提出書類

質問書（様式第1号）

ウ 提出方法

電子メールにより提出し、担当者が受信したことを電話で確認する。

エ 提出先

松本市交通部交通ネットワーク課（担当：三井）

メール [koutsu-nw@city.matsumoto.lg.jp](mailto:koutsu-nw@city.matsumoto.lg.jp)

オ 回答

令和8年4月15日（水）までに、市ホームページに掲載する。

カ 留意事項

- ・軽微な確認事項を除き、電話等による質問は受け付けない。
- ・回答は、募集要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

(2) 参加申請書等の提出

ア 提出締切日

令和8年4月21日（火）17時（必着）

イ 提出書類

- ・参加申請書（様式第2号） 1部
- ・実施体制書（様式第3号） 1部
- ・会社経歴書（任意様式） 1部
- ・登記事項証明書（直近3カ月以内のもの。履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）1部（写し可）
- ・印鑑証明書1部（直近3カ月以内のもの。写し可）
- ・貸借対照表、損益計算書（直近1年分）1部（写し可）
- ・納税証明書（直近3カ月以内のもの。申請者（本社）のみ。）1部（写し可）  
国税：法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明  
市税：松本市に納税義務のある場合、滞納がないことの証明
- ・社会保険等の加入を証する書類1部（写し可）
- ・参加事業者又は、参加事業者の関係会社（親会社・子会社・関連会社）が過去10年間に国及び地方公共団体発注の公共交通に関するデータ評価分析業務等、類似業務の受託実績があることを証する書類1部（写し可）
- ・I SMS、プライバシーマーク及びJAPHICのいずれかを取得していることを証する書類1部（写し可）

ウ 提出先

松本市交通部交通ネットワーク課（担当：三井）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3286（直通）

エ 提出方法

提出先に郵送又は持参により提出する。

(3) 提案書の提出

ア 提出締切日

令和8年5月19日（火）17時（必着）

イ 提出書類等

- ・ 提案書（任意様式）正本 1 部、コピー 6 部の合計 7 部及び電子データ
  - ・ 見積書（任意様式）  
令和 8 年度分及び令和 9 年度から 1 2 年度分 各 1 部及び電子データ
- ※ 令和 9 年度以降は各年度の内訳を含む。

ウ 提出先

松本市交通部交通ネットワーク課（担当：三井）  
〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号  
電話 0263-34-3286（直通）

エ 提出方法

提出先に郵送又は持参により提出する。

## 7 提案書の内容

(1) 実施方針

本業務の実施方針、案、プロセス案及び留意すべき事項について記載すること。

(2) 業務の実施方法及び主要論点

仕様書に記載の事項に基づき、実施方法、実施提案、本業務の目的に照らし特に必要と考える主要論点について記載すること。

(3) 業務スケジュール

業務のスケジュールを記載すること。

(4) 業務実施体制

提出した実施体制書（様式 3 号）を基に、本業務の実施体制を記載すること。

(5) データ分析業務に関する実績、精通度

提案を行う法人及び担当者において、データ分析業務に関する実績や精通度を示す事項を記載すること。

## 8 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

- ・ 応募者の提案は 1 件に限る。
- ・ 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- ・ 参加事業者名は、契約締結後公開できるものとする。また応募書類は原則非公開とする。
- ・ 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。
- ・ 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。
- ・ 本市が必要と認める場合、応募書類の提出後に、参加事業者に問い合わせることがある。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類等の著作権

応募書類等の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本市は、契約候補者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用する事ができるものとする。

エ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(2) 応募書類作成に係る留意事項

ア 共通事項

- ・原則としてA4（縦横は問わない）
- ・文字サイズは、11ポイント以上を基本とする。
- ・応募書類作成の際に使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 見積書（任意様式）

- ・見積書は、本業務の使用書及び提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載する。また、業務に係る積算内訳も明示すること。見積書は、封緘して提出する。
- ・見積書には、提案見積価格の110分の100に該当する額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- ・見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いる。  
【例】¥123,000-
- ・見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印する。ただし、金額の訂正は認めない。

9 契約の締結

契約期間が令和8年度から12年度まで5か年の業務契約を、令和8年度に契約候補者と締結するものとする。

10 担当

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号（松本市役所東庁舎4階）

松本市交通部交通ネットワーク課

担当 三井

電話 0263-34-3286（直通）

E-mail [koutsu-nw@city.matsumoto.lg.jp](mailto:koutsu-nw@city.matsumoto.lg.jp)